

平成 2 9 年 8 月 2 4 日

平成 2 9 年度第 5 回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

平成 2 9 年度第 5 回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第 1 号 松本市立小・中学校における教育職員の勤務時間の割振り実施要領の制定について
- 第 2 号 松本市いじめ問題対策調査委員の委嘱について
- 第 3 号 松本市基幹博物館施設構想策定委員会設置要綱の廃止について
- 第 4 号 松本市基幹博物館建設検討委員会の設置について

[報告]

- 第 1 号 「いじめの実態調査」の結果について
- 第 2 号 不登校児童生徒の状況について
- 第 3 号 学校事故の状況について
- 第 4 号 松本市役所子ども参観日の実施結果について
- 第 5 号 給食のあり方研究会の委員の委嘱について
- 第 6 号 松本市基幹博物館整備事業の設計業務について
- 第 7 号 第 1 9 回「松本市博物館の日」開催に伴う松本市立博物館及び分館の無料開館と関連事業の開催について
- 第 8 号 国宝松本城天守耐震対策専門委員会の設置について

[周知事項]

- 1 小中学校図書館・松本市図書館への平和資料展示について
- 2 松本市歴史文化基本構想報告会「地域のたからを活かし伝える」の開催について
- 3 松本市市政施行 1 1 0 周年記念 松本市立博物館本館・分館の企画展開催について
- 4 第 6 回学都松本フォーラムの開催について

[その他]

議案第 1 号

松本市立小・中学校における教育職員の勤務時間の割振り実施要領の制定について

1 趣旨

教育職員の時間外勤務時間縮減のため、松本市立小・中学校における教育職員の勤務時間の割振り（以下「勤務時間の割振り」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものです。

2 実施要領（案）

別紙 1 のとおり

3 運用について（案）

別紙 2 のとおり

4 推進日程（長野県教育委員会 義務教育課より）

平成 28 年 10 月～12 月	勤務時間の割振りを全県抽出校にて試行 試行（松本市：清水小、丸ノ内中）
平成 29 年 1 月～2 月	試行結果の集約及び分析 校長会にて試行結果説明及び意見聴取
3 月	実施要領案作成
4 月より	各市町村で試行 試行（松本市全小中学校）
7 月以降	準備の整った市町村より実施

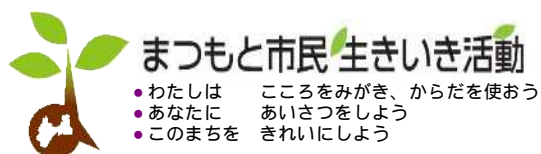
5 施行期日

平成 29 年 9 月 1 日

担当 学校指導課

課長 横田 則雄

電話 33-4397



松本市立小・中学校における教育職員の勤務時間の割振り実施要領（案）

第1 趣旨

松本市立小学校、中学校及び幼稚園職員等の勤務時間等に関する規定（平成元年7月20日訓令甲第1号）第7条の規定に基づき、松本市立小学校、中学校における教育職員の勤務時間の割振り（以下「勤務時間の割振り」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 対象職員

「長野県学校職員の給与に関する条例」(昭和29年3月12日条例第2号)第2条第1項第5号に規定する教育職員である者を対象とする。

第3 対象業務

あらかじめ学校として計画をしている業務で、学校の管理下において実施される以下の業務とする。

- 1 修学旅行等 泊を伴うものに限る。
- 2 校外指導 原則として、学年単位又は分掌上の係（又は委員会）単位以上の教育職員が従事する指導業務（校外指導と並行して行う校内での指導も含む。）
- 3 平日補習 校長の承認を得た平日（月曜日～金曜日）に行われる補習
なお、対象児童・生徒の人数に制限はない。
- 4 週休日の活動 学年単位において、週休日に実施する公開授業等
- 5 上記1から4までに掲げるもののほか、校長が特に必要と認める業務

第4 勤務時間の割振り単位

勤務時間を割振る場合の単位は1時間とする。

ただし、前記第3の2及び3の業務において、1時間に満たないものについては、30分とすることができるものであること。

また前記第3の1については、1泊につき4時間を単位として割振りを行うものであること。

第5 勤務時間の割振り方法

学校長は、所属職員に対し、対象業務について割振りを行う必要がある場合、4週間前までにその日時を特定し、当該業務を行う日の属する週を含む4週間の期間を定めて、次の要件が満たすように勤務時間を割振ること。

- 1 勤務時間が割り振られた日が引き続き12日を超えないようにすること。
- 2 1日の勤務時間は、3時間45分以上16時間以内とすること。
- 3 午後10時から翌日午前5時までは割振り対象としないこと。
- 4 1日の勤務時間が6時間以上の場合は45分、8時間以上に及ぶ場合は1時間以上の休憩を勤務時間の途中に設けること。
- 5 学校運営上、支障がないよう十分留意すること。
- 6 勤務日における勤務時間は連続する時間となるよう割振ること。

第6 勤務時間の割振り簿

- 1 学校長は、勤務時間の割振りを行う場合は、あらかじめ勤務時間の割振り簿（別紙様式）（以下「割振り簿」という。）に所要事項を記載し、速やかに職員の確認を得ること。
- 2 割振り簿は、5年間保存するものであること。

附則 この実施要領は、平成29年 月 日から施行する。

松本市立小・中学校における教育職員の勤務時間の割振り実施要領の運用について（案）

松本市立小・中学校における教育職員の勤務時間の割振り実施要領の実施要領（平成29年 月 日）にあたり、必要な事項について下記のとおり定めるものとする。

記

1 第1関係（趣旨）

- (1) 松本市立小・中学校における教育職員の勤務時間の割振り（以下「勤務時間の割振り」という。）の実施にあたっては、教育職員の職務や勤務態様の特殊性を踏まえ、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年3月29日条例第9号。以下「条例」という。）第2条第8項に規定する「特別の勤務に従事する職員」として実施するものであることから、教育職員の負担軽減を図り、健康と福祉の向上に資するよう配慮しなければならないものであること。
- (2) 勤務時間の割振りは、対象となる業務について正規の勤務時間として割振るものであることから、学校長は教育職員の勤務時間の適正な把握に努めなければならないものであること。

2 第3関係（対象業務）

- (1) 「修学旅行等」とは、教員特殊業務手当の支給について（昭和47年6月16日47教義第113号教育長通知）（別紙）「特殊勤務手当支給取扱要領」第3の2(4)に記された業務で、登山、キャンプ、修学旅行等である。
- (2) 「校外指導」とは、登校指導、下校指導、地区懇談会、校内就学支援委員会、市町村就学支援委員会、児童生徒作品展等引率・準備、社会見学・職場体験学習・遠足などの引率・準備・下見、夏祭り時等の巡回生徒指導、教科研究会等である。
- (3) 「平日補習」とは、不登校や体調不良の児童生徒のための補習等である。
- (4) 「週休日の活動」とは、運動会、文化祭、土曜参観、日曜参観、学校行事等であり、1日又は4時間の場合は基本的には週休日の振替えで対応する。4時間未満の場合割振りの対象となる。
- (5) 「校長が特に必要と認める業務」とは、当分の間、以下の業務等とする。
 - ア 保護者（三者）面談（これに代わって実施する家庭訪問を含む）
 - イ 校長が勤務を命じたPTA活動
 - ウ 学校又は学年を単位として実施する保護者説明会（部活動説明会、修学旅行説明会…）
 - エ 学校の年間計画等で位置づけられた学校の職員・生徒以外の者を対象とした説明会・会議等、市町村教育委員会が主催し地域で行われる住民対象の学校に係る説明会、信州型コミュニティスクールに係る地域との連絡会、県立高等学校再編に伴う地域説明会 等
 - オ 設置者である市町村若しくは市町村教育委員会が主催あるいは共催している文化的行事あるいは体育的行事への引率

3 第4関係（勤務時間の割振り単位）

「修学旅行等」で2泊以上の業務を行った場合においては、2泊分の割振り単位を合算し、他の勤務日へ割振りを行うことにより、その勤務日について勤務を要しない日とすることができるものであること。この場合における割振り単位は、合算した2日分の割振り単位を7時間45分として割振りを行うこととするものであること。

なおこの場合は、実施要領第5の2は適用しないものとする。

議案第 2 号

松本市いじめ問題対策調査委員の委嘱について

1 趣旨

松本市いじめ問題対策調査委員会条例に基づき、松本市いじめ問題対策調査委員の委嘱を行うことについて協議するものです。

2 委嘱予定者

裏面のとおり

3 任期

松本市いじめ問題対策調査委員会条例第5条に基づき、委嘱の日から1年とします。

平成29年8月31日開催の松本市いじめ問題対策調査委員会にて委嘱予定

4 根拠法令等

(1) いじめ防止対策推進法

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 (略)

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(2) 松本市いじめ問題対策調査委員会条例

別紙のとおり

担当 学校指導課
課長 横田 則雄
電話 33 - 4397

松本市いじめ問題対策調査委員会 名簿（順不同・敬称略）

No.	団 体 名	役 職	氏 名
1	松本大学	総合経営学部准教授	矢崎 久
2	松本警察署	生活安全第一課長	赤羽 史夫
3	長野地方法務局松本支局	支局長	東城 正彦
4	松本児童相談所	相談判定課長	代田 美奈
5	松本市PTA連合会	会長	吉澤由紀子
6	子どもの権利相談室	子どもの権利擁護委員	平林 優子
7	子どもの権利相談室	子どもの権利擁護委員	北川 和彦
8	子どもの権利相談室	子どもの権利擁護委員	石曽根正勇
9	松本市校長会	会 長（二子小学校長）	笠原 幸一
10	松本市校長会	副会長（開成中学校長）	黒田 文雄
11	松本市教育委員会	教育長	赤羽 郁夫
事務局	松本市	こども部長	伊佐治裕子
	松本市	こども育成課長	上條 公德
	松本市教育委員会	教育部長	矢久保 学
	松本市教育委員会	教育政策課長	小林 伸一
	松本市教育委員会	学校指導課長	横田 則雄
	松本市教育委員会	学校指導課課長補佐	河村 知佳
	松本市教育委員会	学校指導課指導主事	下平 将揮

○ 松本市いじめ問題対策調査委員会条例

平成 28 年 3 月 3 日

条例第 6 号

(趣 旨)

第 1 条 いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)

第 14 条第 3 項の規定に基づき、松本市いじめ問題対策調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(定 義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 法第 2 条第 1 項に規定するいじめをいう。
- (2) 学校 松本市立小学校、中学校条例(昭和 39 年条例第 38 号)に規定する小学校及び中学校をいう。

(所 掌 事 項)

第 3 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) いじめ防止等のための対策に関すること。
- (2) 法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係の調査に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認めること。

2 委員会は、いじめ防止等のために必要な事項について、教育委員会に対し意見を述べることができる。

(組 織)

第 4 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 有識者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第3条第1項第2号の調査において、委員のうちに重大事態に直接関係すると委員長が認める者があるときは、当該委員は会議に出席することができない。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者(前項の規定により委員として出席できないものを含む。)の出席を求め、必要な説明又は意見を聴くことができる。

(調査活動)

第8条 委員会は、第3条第1項第2号の調査に関する活動(以下「調査活動」という。)を行うに当たっては、学校のほか、保護者その他の関係者から事情を聴取することができる。

2 委員会は、調査活動に必要な資料、データ等について、学校に提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

教育委員会資料
29.8.24
博物館

議案第 3 号

松本市基幹博物館施設構想策定委員会設置要綱の廃止について

- 1 趣旨

松本市基幹博物館施設構想策定委員会設置要綱を廃止するものです。
- 2 経過

28. 8. 3	「基幹博物館施設構想策定委員会設置要綱」制定	
9. 1	第1回基幹博物館施設構想策定委員会	
10. 12	第2回	〃
11. 14	第3回	〃
12. 19	第4回	〃
29. 3. 3	第5回	〃 (最終)
- 3 廃止理由

平成29年3月に「松本市基幹博物館施設構想及び建設計画」の策定が終了したため
- 4 設置要綱

別紙のとおり

松本市基幹博物館施設構想策定委員会 委員名簿

50音順

	氏名	所属・役職等	備考
1	赤羽 勝	松本商工会議所地域振興部長	
2	大宮 康彦	お城周辺地区まちづくり推進協議会々長	
3	金山 喜昭	法政大学キャリアデザイン学部長/教授	職務代理
4	菊池 健策	独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所客員研究員 (元文化庁伝統文化課主任文化財調査官)	
5	倉澤 聡	都市計画家	
6	香山 壽夫	東京大学名誉教授 (有限会社香山壽夫建築研究所々長)	
7	笹本 正治	長野県立歴史館長	委員長
8	南雲 多栄子	前松本のまちづくりを考える女の101人会議会長	
9	益田 代利子	松本大学総合経営学部教授	
10	武者 忠彦	信州大学経法学部准教授	

担当	博物館
館長	木下 守
電話	32 - 0133

松本市教育委員会告示第 17 号

松本市基幹博物館施設構想策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成 28 年 8 月 3 日

松本市教育委員会

松本市基幹博物館施設構想策定委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、松本市基幹博物館基本計画に基づき、松本学推進の拠点施設として地域文化の振興・育成を進める基幹博物館の施設概要を定める構想(以下「施設構想」という。)を策定するため、松本市基幹博物館施設構想策定委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 施設構想の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 商業・観光関係者
- (3) 市民活動関係者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から施設構想が策定される日までの間とする。

(役員)

第 5 条 委員会に委員長 1 人を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第 6 条 委員会に、所掌事項に関し特別な事項を調査審議する必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特別な事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

(会議)

第 7 条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、教育委員会博物館において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 8 年 8 月 3 日から施行する。

教育委員会資料
29.8.24
博物館

議案第 4 号

松本市基幹博物館建設検討委員会の設置について

1 趣旨

松本市基幹博物館の建築、展示製作及び運営について検討するため、上記委員会を設置するものです。

2 制定理由

- (1) 基幹博物館建設の設計業務を遂行するにあたり、建築、展示制作及び運営について検討を行い、外部有識者による委員会を設置するため。
- (2) 特に、展示製作については、「施設構想」において展示機能に関する方針を定めており、更にこの内容の検討を深め具体化し委員及び専門委員による「専門部会」を設置するため。

3 設置要綱（案）

別紙のとおり

4 委嘱予定者

裏面のとおり

5 任期

委嘱の日から建築及び展示制作の実施計画業務が終了するまで



学都松本へ
松本は屋根のない博物館！松本の歩みと文化を知る。
松本の今にふれ、未来を思う。
——まると松本を知る旅のスタート地点です。



「学都松本」

基幹博物館建設検討委員会 委員名簿（案）

5 0 音順

	氏名	所属・役職等	備考
1	菊池 健策	独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所客員研究員 （元文化庁伝統文化課主任文化財調査官）	博物館運営 有識者
2	笹本 正治	長野県立歴史館長	
3	仙田 満	東京工業大学名誉教授 （株式会社環境デザイン研究所会長）	学識経験者
4	寺内 美紀子	信州大学工学部准教授	
5	長澤 悟	東洋大学名誉教授 （株式会社教育環境研究所々長）	

担当 博物館
館長 木下 守
電話 3 2 - 0 1 3 3



学都松本へ
松本は屋根のない博物館！松本の歩みと文化を知る。
松本の今にふれ、未来を思う。
——まるごと松本を知る旅のスタート地点です。



「学都松本」

松本市教育委員会告示第 号

松本市基幹博物館建設検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成29年 月 日

松本市教育委員会

松本市基幹博物館建設検討委員会設置要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、松本市基幹博物館（以下「基幹博物館」という。）の建築、展示製作及び運営について検討するため、松本市基幹博物館建設検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 建築、展示製作及び運営に関すること。
- （2） その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 博物館運営有識者
- （3） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から建築及び展示製作の実施設計業務が終了するまでの間とする。

（会長）

第5条 委員会に会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(専門部会)

第 7 条 専門部会は、委員及び専門委員若干名で組織する。

2 専門部会に属する委員は会長が指名し、専門委員は知識経験者等のうちから教育委員会が委嘱する。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査等に必要な期間とする。

4 専門部会に部会長1人を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。

5 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

6 部会長に事故があるときは、専門部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

7 専門部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、教育委員会博物館において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 9 年 月 日から施行する。

報告第 1 号

「いじめの実態調査」の結果について

1 趣旨

2カ月に一度、市内全小中学校で実施している、「いじめ実態調査」について
1学期の集計結果を報告するものです。

2 調査方法

児童生徒一人ひとりへのアンケートや聞き取りによる方法

3 平成29年4・5月調査結果の概要

(1) いじめを認知した学校・認知件数

区分	学校総数 (単位:校)	認知した学校数 (単位:校)	認知していない学校数 (単位:校)	認知件数 (単位:件)	1校当たり (単位:件)
小学校	29	25	4	183	6.3
中学校	21	15	6	63	3.0
計	50	40	10	246	4.9

(2) いじめの発生事案の区分

区分	新規	再発	計
小学校	158	25	183
中学校	59	4	63
計	217	29	246

(3) いじめの現在の状況

区分	解消しているもの (日常的に観察継続中)	解消に向けて取組中	その他	計
小学校	0	183	0	183
中学校	0	63	0	63
計	0	246	0	246

(4) いじめの認知件数の学年別、男女別内訳

小計の下段(,)内は、(H27,H28年度同時期調査数)

区分		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
小学校	男子	25	15	19	16	16	11	102
	女子	19	20	10	15	13	4	81
	小計	44	35	29	31	29	15	183
		(2/10)	(4/9)	(4/13)	(5/11)	(10/13)	(8/8)	(33/64)
中学校	男子	18	13	7	—	—	—	38
	女子	10	8	7	—	—	—	25
	小計	28	21	14	—	—	—	63
		(13/16)	(11/12)	(8/3)	—	—	—	(32/31)

(5) いじめの態様

1 件中に、複数の内容を含んでいる場合があります。

区 分	小学校	中学校	計
冷やかしからかい、悪口や嫌なことを言われる。	1 0 9	3 9	1 4 8
仲間はずれ、集団による無視をされる。	1 1	7	1 8
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	4 9	1 4	6 3
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	1 5	5	2 0
金品をたかられる。	2	1	3
物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	1 6	5	2 1
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	2 6	1	2 7
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	1	4	5
その他	9	1	1 0
計	2 3 8	7 7	3 1 5

4 平成 2 9 年 6・7 月調査結果の概要

(1) いじめを認知した学校・認知件数

区 分	学校総数 (単位:校)	認知した学校数 (単位:校)	認知してい ない学校数 (単位:校)	認知件数 (単位:件)	1校当たり (単位:件)
小学校	2 9	2 4	5	1 9 8	6.8
中学校	2 1	1 3	8	5 1	2.4
計	5 0	3 7	1 3	2 4 9	4.8

(2) いじめの発生事案の区分

区分	新規	再発	計
小学校	1 6 0	3 8	1 9 8
中学校	4 9	2	5 1
計	2 0 9	4 0	2 4 9

(3) いじめの現在の状況

区分	解消しているもの (日常的に観察継続中)	解消に向けて取組中	その他	計
小学校	0	1 9 8	0	1 9 8
中学校	0	5 1	0	5 1
計	0	2 4 9	0	2 4 9

(4) いじめの認知件数の学年別、男女別内訳

小計の下段(,)内は、(H27, H28 年度同時期調査数)

区 分		1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	計
小学校	男子	2 4	1 8	1 0	2 0	1 6	1 1	9 9
	女子	1 8	2 0	1 1	1 4	1 8	1 8	9 9
	小計	4 2	3 8	2 1	3 4	3 4	2 9	1 9 8
		(3,12)	(7,25)	(8,30)	(9,19)	(11,11)	(9,20)	(47,117)
中学校	男子	1 6	5	4	—	—	—	2 5
	女子	1 1	9	6	—	—	—	2 6
	小計	2 7	1 4	1 0	—	—	—	5 1
		(15,13)	(6,10)	(9,4)	—	—	—	(30,27)

(5) いじめの態様

1 件中に、複数の内容を含んでいる場合があります。

区 分	小学校	中学校	計
冷やかしゃからかい、悪口や嫌なことを言われる。	1 2 2	3 0	1 5 3
仲間はずれ、集団による無視をされる。	2 7	6	3 3
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	4 8	9	5 7
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	1 5	3	1 8
金品をたかられる。	0	1	1
物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	1 0	8	1 8
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	1 0	1	1 1
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	1	1	2
その他	1 1	0	1 1
計	2 4 4	6 0	3 0 4

5 傾向

- (1) 4・5月調査、6・7月調査ともに昨年度より認知件数が増えています。昨年度の同時期と比較して、4・5月は小学校で119件、中学校32件の増、6・7月は小学校で81件、中学校で24件の増となっています。
- (2) 学年別の件数は、小学校では1、2年生の低学年が多く、中学校では1年生が多くなっており、4・5月調査、6・7月調査ともに同様の傾向が見られます。
- (3) いじめの内容では、「冷やかしゃからかい、悪口や嫌なことを言われる」が最も多く、次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が多くなっています。

6 今後の対応

- (1) 全体の集計結果や内容からいじめに対する認知意識の高まりが見られます。一方で、学校による認知件数に差があることから、今後まごく初期段階のもの、まごく軽度のものも認知し早期対応できるよう、継続的に指導していきます。特に、小規模校を中心に、いじめ「なし」と報告してきている学校に対して、本当にいじめがないのか再度確認し、小さな訴えにも適切に対応することができるよう引き続き助言していきます。
- (2) いじめの態様 に係って、松本市独自に行っている「いじめ・体罰に関するアンケート」(小学校中高学年・中学生対象)を本年度見直し、新たに「無料通話アプリやSNS(LINE・Facebook・Twitter等)などで、無視(むし)をされたり、悪口を書きこまれたり、突然グループの仲間から外されたりする。」という例文を設けました。今後も情報化社会の進展に伴う新たな手口によるいじめの早期発見に努めていきます。
- (3) 8月31日に第1回松本市いじめ問題対策調査委員会を開催します。本市におけるいじめの経年変化や本調査結果の認知件数について報告するとともに、松本市いじめ防止等のための対策について情報共有し、調査審議するものです。

7 参考資料

「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」
(文部科学省初等中等教育局 教生学第 1143 号 平成 28 年 3 月 28 日)

いじめの定義 『いじめ防止対策推進法第 2 条第 1 項』

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

→ 上記のように、いじめの定義には、

行為をした者（A）も、行為の対象となった者（B）も児童生徒であること

A と B の間に一定の人的関係が存在すること

A が B に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと

当該行為の対象となった B が心身の苦痛を感じていること

という 4 つの要素が含まれている。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱いものに対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意をしなければならない。

文科省資料より抜粋

「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です。→ いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」についてもいじめとして認知すること。

いじめの認知に関する文部科学省の考え方

「いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることの証」

文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、教職員の目が行き届いていることの証であると考えている。正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切だと考えている。反対に、いじめの認知がなかったり、いじめの認知件数が極めて少なかったりする学校は、いじめを見逃していないかと心配である。いじめの認知件数が増えても保護者や地域の方々が不安に思わないよう、普段から「積極的に認知し（件数は増える）、早期対応を行っている」ことを丁寧に周囲に伝えてほしい。

担当	学校指導課
課長	横田 則雄
電話	33 - 4397



まつもと市民生きいき活動

●わたしは こころをみがき、からだを使おう
●あなたに あいさつをしよう
●このまちを きれいにしよう

報告第 2 号

不登校児童生徒の状況について

1 趣旨

一学期の市内小中学校の不登校児童生徒の状況について報告するとともに、不登校支援アドバイザーの活動や中間教室の状況について併せて報告するものです。

2 不登校児童生徒の状況

(1) 不登校児童生徒の推移（人）

	年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
小学校	不登校児童数	62	56	51	75	88	87
	前年度増減	▲3	▲6	▲5	24	13	▲1
	在籍率（％）	0.47	0.42	0.39	0.59	0.69	0.68
中学校	不登校生徒数	220	207	209	212	235	242
	前年度増減	▲7	▲13	2	3	23	7
	在籍率（％）	3.53	3.30	3.28	3.30	3.69	3.94

(2) 月半数以上欠席児童生徒及び不登校による30日以上欠席児童生徒の状況（人）

	年度	月	4月	5月	6月	7月
小学校	平成 29 年度	月半数以上欠席	44	49	54	55
		内月全欠児童	13	21	14	23
		30日以上欠席数	0	18	30	35
	平成 28 年度	月半数以上欠席	38	39	40	42
		内月全欠児童	11	9	7	16
		30日以上欠席数	0	10	22	25
中学校	平成 29 年度	月半数以上欠席	92	113	115	136
		内月全欠生徒	18	35	42	39
		30日以上欠席数	0	37	90	116
	平成 28 年度	月半数以上欠席	111	130	132	144
		内月全欠生徒	34	50	55	47
		30日以上欠席数	0	62	103	131

3 学校指導課不登校支援アドバイザーの学校訪問支援の状況（昨年同時期比）

(1) 学校訪問回数（回）

	小学校	中学校	計
平成 29 年度	44	21	65
平成 28 年度	43	28	71

(2) 訪問形態（回）

	面談	児童・生徒観察 (授業参観)	会食	支援会議	校内見学
平成 29 年度	6 5	2 9 2	3	7	6
平成 28 年度	7 1	2 8 3	0	0	1 3

(3) 面談相手（回）

	校長	教頭	生徒指導 不登校支援 等担当係	児童 生徒	保護者	養護 教諭	担任
平成 29 年度	6 5	6 7	2 5	4 3	1 1	1 3	3 5
平成 28 年度	6 4	7 2	3 0	1	2	1 1	1 6

4 中間教室の状況

(1) 通室児童生徒の状況

ア 中間教室通室児童生徒数の過去 10 年間の推移（人）

年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
児童	2 0	1 7	1 6	1 7	1 5	1 3	1 2	7	1 2	1 1
生徒	5 2	4 8	5 3	5 4	5 4	4 8	4 3	4 8	4 6	3 9
全体	7 2	6 5	6 9	7 1	6 9	6 1	5 5	5 5	5 8	5 0
復帰	1 0	2 9	1 1	1 6	1 3	2 9	3 8	3 3	2 6	1 8

イ 中間教室の経緯

- ・ 平成 17 年度の市村合併に伴い梓川「あずさの家」を加えましたが、平成 22 年度から休室になっています。
- ・ 平成 22 年度の市村合併に伴い波田「あかり教室」を加えました。

ウ 1 学期の在籍児童生徒数（人）

	山辺中間教室			鎌田中間教室		あかり教室		計	
	平成 28 年度	平成 29 年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童数	1	2		1	0	1	1	3	3
生徒数	5	1 4		8	1 3	8	7	2 1	3 4
計	6	1 6		9	1 3	9	8	2 4	3 7

(2) 保護者や学校との連絡相談の現状（回）

月 期	4 月			5 月			6 月			7 月			計
教 室	山	鎌	あ	山	鎌	あ	山	鎌	あ	山	鎌	あ	
面接相談	79	35	55	101	53	74	58	79	48	24	48	60	7 1 4
電話相談	48	29	4	70	55	38	82	51	15	34	45	18	4 8 9
学校訪問	0	1	3	0	6	1	1	3	0	15	4	2	3 6

5 傾向

- (1) 昨年度の不登校児童生徒数は、小学生は前年度から1名減の87名、中学生は7名増の242名でした。過去5年間で中学生の不登校数は最も多くなっています。
- (2) 本年度1学期における月半数以上欠席した児童生徒の状況から、小学生の月ごとの増え方が昨年度に比べ、5、6月を中心に大きくなっています。中学生は、5月と7月に月半数以上の欠席数が増えましたが、昨年度と比べ4月よりやや少ない状況で推移しています。
- (3) 中間教室の状況では、小学生は昨年度並みでしたが、中学生は特に、山辺中間教室での入室が3倍近くになりました。これは4月より入室している生徒がほとんどでした。鎌田中間教室においても中学生が4月より徐々に増えている傾向にあります。

6 今後の対応

- (1) 非常勤特別職を鎌田中間教室2名、あかり教室1名、山辺中間教室1名配置し、不登校児童に対する支援を行っています。今後も継続し、個別の児童の状況に沿った支援の充実を図ります。
- (2) 不登校支援アドバイザーの学校訪問とともに、本年度から市より配置した自立支援教員との面談等から、不登校児童生徒の状況について情報を共有してきました。今後も把握した状況をもとに児童生徒や保護者に、中間教室への通室などについて学校職員とともに働きかけます。
- (3) 2学期は、一人ひとりを大切にしたい支援を行っていくことができるよう、1学期関わってきた児童生徒、保護者への支援を継続的に行っていきます。また、家庭環境の対応も含めて、こども福祉課等他課との連携をさらに充実していきながら不登校支援にあたっていきます。
- (4) 自立支援教員の報告会や研修会を定期的に行うことにより、様々な児童生徒への対応や取組みについて学んだり、情報を共有したりしていきながら、自立支援教員のスキルアップを図っていきます。
- (5) 必要に応じてスクールソーシャルワーカーの活用を勧め、中間教室、医療機関（元気アップ教育相談）、児童相談所、こども福祉課等との連携を図りながら、対応を促していきます。

担当	学校指導課
課長	横田 則雄
電話	33 - 4397



まつもと市民生きいき活動

●わたしは ころをみがき、からだを使おう
●あなたに あいさつしよう
●このまちを きれいにしよう

学校事故の状況について

1 趣旨

市内小中学校における一学期の学校事故の状況について報告するものです。

2 月別件数

	4月	5月	6月	7月	合計
H29年度	10	20	30	20	80
昨年度	12	13	8	8	41

3 月別・種類別報告件数

(1) 小学校

	交通事故	ケガ	病気	問題行動	その他	合計
4月	0	1(1)	0	0	6(4)	7(5)
5月	4(1)	2(2)	0	0	5(2)	11(5)
6月	4	4(4)	0	4(3)	3(2)	15(9)
7月	1	8(6)	0	0	5(1)	14(7)
合計	9(1)	15(13)	0	4(3)	19(9)	47(26)

(2) 中学校

	交通事故	ケガ	病気	問題行動	その他	合計
4月	2(2)	0	0	1	0	3(2)
5月	2(1)	3(3)	2(2)	1	1	9(6)
6月	4(3)	8(7)	0	2(2)	1	15(12)
7月	4(3)	0	0	0	2	6(3)
合計	12(9)	11(10)	2(2)	4(2)	4	33(23)

* () 内は、登下校を含む学校管理下に発生したもの(内数)

4 内 容

- (1) 交通事故 歩行中3、自転車運転中13、飛び出し5
- (2) ケガ 追いかっこ中の転倒3、体育時のケガ3・骨折6、部活動中の骨折7、転倒2
プール掃除中のケガ2、石があたる1、壁に衝突1、他1
- (3) 病気 てんかん発作1、熱中症1
- (4) 問題行動 万引き1、対児童・生徒暴力4、投石2、動画アップ1
- (5) その他 不審者遭遇5、ガラス破損(外部)2、他16

5 今後の対応

交通事故では、小学生の飛び出しや中学生の自転車事故、また、ケガ(骨折)では、部活動中での発生が増加していることから、引き続き、校長会や教頭会等において注意喚起を図ります。

学校指導課

課長 横田 則雄

電話 33-4397

報告第 4 号

松本市役所子ども参観日の実施結果について

1 趣旨

松本市役所子ども参観日の実施結果について報告するものです。

2 日時

平成29年8月3日(木) 8時30分～13時

3 参加者(4組8名:大人4名、子ども4名)

課 名	人 数	学 年
健康づくり課	親子1組2名	小学校3年生
下水道課	親子1組2名	小学校6年生
生涯学習課・中央公民館	親子1組2名	小学校3年生
美術館	親子1組2名	小学校3年生

4 実施内容

8:30～10:00 職場見学

10:20～10:40 教育長表敬訪問(大手事務所4階教育委員室)

11:00～13:00 料理教室及び会食(大手公民館料理実習室)

5 参加者の感想

(1) 子どもたち

ア 施設にある機械や、働く人たちの様子が分かってよかった。

イ 仕事は、思っていたより大変そうでしたが、お手伝いをするのは、楽しかった。

ウ 一緒に通勤してみて、こんなに混んでいるところを毎日通って大変だと思った。

エ 料理教室で教えてもらった料理が簡単に作れ、おいしかったからびっくりした。
家でも自分で作ってみようと思った。

オ 教育長先生から勉強が好きになるコツを教えてもらえてよかった。

(2) 保護者

ア 子どもに説明してもなかなか理解できない仕事なので、実際に見てもらい分かってくれてよかった。

イ 子どもに外から見ていた仕事のイメージと違うことが伝わり、また、様々な職種の方が施設を支えていることを見てもらうことができた。

ウ 働くことの意味を理解し、興味を持ってもらう良い機会になった。

エ 親子で料理を作り、自分で作る楽しさとおいしさが分かった。家に帰ってから
も料理教室のことで会話が弾んだ。

6 その他

普段見る機会のない親の職場を参観し、親の上司から話を聞くことによって、子どもたちに働くことについて体験してもらうことができました。

今後も実施に当たり、多くの課に受入れてもらえるよう、協力を依頼していきます。

7 子ども参観日の様子



教育長表敬訪問の様子



教育長と記念撮影



親子料理教室の様子

8 新聞記事

別紙のとおり



まつもと市民 生きいき活動

- わたしは こころをみがき、からだを使おう
- あなたに あいさつをしよう
- このまちを きれいにしよう

担当	生涯学習課
課長	高橋 伸光
電話	32 - 1132

親の働く姿 子供見学

市職員対象 松本で参観日

松本市は3日、市職員「日」を開いた。小学3年生から6年生までの児童4人が、市役所や地区公民館などで親の職場を見学し、仕事への理解を深めた。

市美術館では、施設の概要や仕事内容の説明を受け、高校生のキヤリア研修の会場作りの手伝いや展示品の見学もした。安曇野市の穂高北小学校3年生・

臼井真子^{まこ}さん(8)は「いろんな仕事があり



大変そう」と話し、母親の臼井ひろみ企画運営係長(50)は「自分の職場を子供に見てもらったのは初めて。参観日に子供が緊張する気持ちがあった」と笑顔を見せていた。

職場見学した子供たちは赤羽郁夫教育長と懇談し、その後に大手公民館で親子で料理作りを楽しんだ。「子ども参観日」は、趣旨に賛同する市内の事業所17社でも行われた。

(瀬川智子)

母親と一緒に職場内を巡って見学する小学生(市美術館)

報告第 5 号

給食のあり方研究会の委員の委嘱について

1 趣旨

様々な視点から「給食」の可能性について研究するため、外部から有識者等を交え新たな組織の研究会において、給食のあり方研究会設置要綱に基づき委員を委嘱することについて報告するものです。

2 選任について

(1) 委員数

委嘱 10 名

(2) 任期

委嘱の日から所掌事項に関する研究が終了するまで

(3) 委員名簿

裏面のとおり

3 根拠法令(抜粋)

給食のあり方研究会設置要綱

ア 研究会の委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

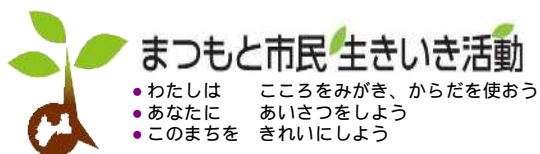
有識者、医療従事者、栄養士、学校長、PTA関係者、福祉関係者、
前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

イ 研究会は、10人以内の委員をもって組織する。

ウ 委員の任期は、委嘱の日から、所掌事項に係る研究が終了するまでとする。

4 その他

平成29年9月末開催予定の第1回給食のあり方研究会で委嘱状を交付します。



担当 学校給食課

課長 山田 賢司

電話 86 - 1130

給食のあり方研究会 委員名簿（案）

	分 野	組織・団体等	名 前	備 考
1	有識者	松本大学	廣田 直子	人間健康学部健康栄養学科教授
2	医師	医師会	簗島 宗夫	アレルギー専門医
3	栄養士		鳥羽 美智子	元東部給食センター栄養士
4	調理員		伊藤 浩二	自治労長野県本部現業評議会議長
5	学校		櫻井 多美江	本郷小学校長（校長会給食担当委員）
6	PTA		吉澤 由紀子	松本市PTA連合会会長
7	地産地消・食育		伊藤 麻理	子どもが輝く食育ネットワーク松本代表
8	子どもの貧困		伊藤 由紀子	NPO法人ワーカーズコープ代表
9	公民館関係者	公民館長会	柏澤 由紀一	芳川公民館長
10	福祉関係者		桜井 満	波田地区福祉ひろば推進協議会会長

教育委員会資料
29.8.24
博物館

報告第 6 号

松本市基幹博物館整備事業の設計業務について

1 趣旨

松本市基幹博物館整備事業の設計業務について報告するものです。

2 経過

- 29.7.13 第2回設計プロポーザル選考委員会で、公開プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最適候補者と次点者を選考後、その選考結果を市長へ報告
- 25 第7回業者指名審査委員会で、最適候補者を随意契約の相手先とすることを決定

3 契約の締結

次の設計者と設計業務委託契約を締結

(1) 相手先

久米・伊藤・乃村共同企業体

(代表構成員：株式会社久米設計 代表取締役社長 山田幸夫)

(2) 締結日

平成29年7月31日

(3) 契約金額

215,676千円(税込)

4 事業費

(1) 設計仕様書に記載の概算工事費

総額7,320百万円(税込)

(うち、建築工事費6,220百万円、展示工事費1,100百万円)

(2) 算出方法

平成26年に開館(平成22年契約)した類似施設「三重県立総合博物館」の建築及び展示のそれぞれの㎡単価に、今後の物価上昇率と消費税率アップを加味して算出したもの

5 今後の日程

(1) 基本設計(建築及び展示)及び事業・管理運営基本方針

平成29年11月30日まで

(2) 実施設計(建築)

平成30年10月31日まで

(3) 実施設計(展示)及び事業・管理運営計画

平成30年12月28日まで

担当	博物館
館長	木下 守
電話	32-0133



学都松本へ

松本は屋根のない博物館！松本の歩みと文化を知る。

松本の今にふれ、未来を思う。

——まるごと松本を知る旅のスタート地点です。



「学都松本」

教育委員会資料
29.8.24
博物館

報告第 7 号

第19回「松本市博物館の日」開催に伴う松本市立博物館及び分館の無料開館と関連事業の開催について

1 趣旨

松本市立博物館の前身である「明治三十七、八年戦役記念館」が、明治39(1906)年9月21日に誕生したことを記念して、松本市立博物館本館及び分館を無料開館し、関連事業を実施することについて報告するものです。

2 実施事業

(1) 第19回「松本市博物館の日」無料開館

ア 実施日 平成29年9月21日(木)

イ 実施施設

松本市立博物館、重要文化財旧開智学校校舎、松本民芸館、松本市立考古博物館、松本市はかり資料館、旧制高等学校記念館、窪田空穂記念館、重要文化財馬場家住宅、松本市歴史の里、松本市時計博物館、松本市山と自然博物館、松本市四賀化石館

松本市旧司祭館、松本市重要文化財高橋家住宅、松本市安曇資料館は無料施設です。

(2) 関連事業 記念品配布

ア 日時 9月21日(木)9時から 本館は8時30分から
(記念品がなくなり次第終了)

イ 会場 松本市立博物館及び分館

ウ 内容 各館で当日実施するクイズラリーや特別公開などを体験した方に、記念品を贈呈します。

3 周知方法について

- (1) 広報まつもとへの掲載
- (2) 松本市公式ホームページへの掲載
- (3) 松本まると博物館ホームページへの掲載
- (4) 博物館ニュース「あなたと博物館」への掲載
- (5) 報道機関への周知

担当	博物館
館長	木下 守
電話	32-0133



学都松本へ
松本は屋根のない博物館！松本の歩みと文化を知る。
松本の今にふれ、未来を思う。
——まると松本を知る旅のスタート地点です。



「学都松本」

報告第 8 号

国宝松本城天守耐震対策専門委員会の設置について

1 趣旨

国宝松本城天守の適切な耐震対策を専門的な見地から検討するため、有識者からなる国宝松本城天守耐震対策専門委員会を設置することについて報告するものです。

2 国宝松本城天守耐震対策専門委員会設置要綱
別紙 1 のとおり

3 委員及び指導助言者の委嘱について

(1) 委員及び指導助言者名簿（案）

別紙 2 のとおり

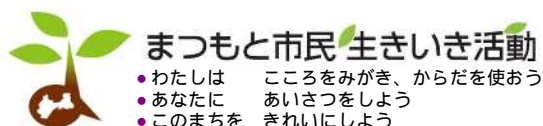
(2) 委嘱期間

平成 29 年 9 月 1 日から平成 31 年 8 月 31 日まで（任期 2 年）

4 今後の進め方について

(1) 第 1 回委員会を平成 29 年 9 月 9 日（土）に開催します。

(2) 委員会では、天守の耐震補強内容の他、今後の松本城天守公開や警備体制のあり方を含めた入場者の安全対策について、総合的な検討を行います。



担当 松本城管理事務所
所長 中嶋 岳大
電話 32-2902

松本市教育委員会告示第 17 号

国宝松本城天守耐震対策専門委員会設置要綱を次のように定める。

平成 29 年 6 月 28 日

松本市教育委員会

国宝松本城天守耐震対策専門委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、国宝松本城天守の適切な耐震対策を専門的な見地から検討するため、国宝松本城天守耐震対策専門委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 国宝松本城天守耐震対策事業に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、文化財及びその耐震対策に関し、優れた見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第 5 条 委員会に委員長 1 人を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(指導助言者)

第 7 条 委員会に、必要に応じ、指導助言者を置く。

- 2 指導助言者は、第 2 条に掲げる事項に対して指導、助言を行う。
- 3 指導助言者は、関係機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、教育委員会松本城管理事務所において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 6 月 28 日から施行する。

国宝松本城天守耐震対策専門委員会委員及び指導助言者名簿（案）

1 委員

（五十音順）

	氏 名	役 職
1	おおくぼ たけゆき 大窪 健之	立命館大学理工学部都市システム工学科 教授
2	かわい なおひと 河合 直人	工学院大学建築学部建築学科 教授
3	ごとう おさむ 後藤 治	工学院大学 理事長
4	ふじた かおり 藤田 香織	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 准教授
5	まつだ まさひろ 松田 昌洋	信州大学工学部建築学科 助教
6	わたなべ さだお 渡邊 定夫	東京大学 名誉教授

2 指導助言者

	氏 名	役 職
1	にしおか さとし 西岡 聡	文化庁文化財部参事官（建造物担当）付震災対策部門 調査官
2	なかむら ゆたか 中村 豊	長野県教育委員会文化財・生涯学習課 指導主事

周知事項 1

小中学校図書館・松本市図書館への平和資料展示について

1 趣旨

平和教育の一環として図書館資料を活用し、9月25日の平和都市宣言日に松本市内小中学校図書館、松本市図書館において平和資料展示を行うことについて周知するものです。

2 実施内容

(1) 実施日時

平成29年9月25日(月)休館日の図書館は9月24日(日)

(2) 実施場所

松本市内小中学校図書館、松本市全図書館

(3) 展示内容

平和資料に関する書籍の展示、中央図書館、文書館平和資料コーナーの紹介
平和パンフレットの展示

3 周知方法

市公式及び図書館ホームページ、図書館フェイスブックへの掲載

担当	中央図書館
館長	瀧澤 裕子
電話	32 - 0099

周知事項 2

松本市歴史文化基本構想報告会
「地域のたからを活かし伝える」の開催について

1 趣旨

文化財を活かしたまちづくりを目指して策定に取り組んでいる松本市歴史文化基本構想を市民に知っていただくため、標記事業を開催することについて周知するものです。

2 報告会の概要

(1) 日時 平成29年9月10日(日) 13時30分から16時40分まで

(2) 会場 あがたの森文化会館 講堂

(3) 内容

ア 構想策定に向けたこれまでの取り組みの報告

後藤 芳孝氏(松本市歴史文化基本構想関連文化財群設定委員会委員長)

イ 基調講演

講師 菊池 健策氏(東京文化財研究所客員研究員)

ウ 事例発表

(ア) 事例発表

浅輪 守弘氏(田川地区歴史文化委員会委員長)

加藤 輝和氏(牛伏鉢伏友の会代表)

(イ) コメンテーター

菊池 健策氏

後藤 芳孝氏

(4) 参加料 無料

(5) 事前申込 不要

3 周知方法

(1) 広報まつもと9月1日号への掲載

(2) 市公式ホームページへの掲載

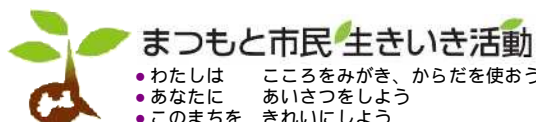
菊池 健策(きくち けんさく)氏

- ・前 文化庁文化財部伝統文化課主任文化財調査官
- ・前 松本市基幹博物館施設構想策定委員会委員
- ・専門は民俗学、博物館学

担当 文化財課

課長 大竹 永明

電話 34 - 3292



まつもと市民生きいき活動
●わたしは こころをみがき、からだを使おう
●あなたに あいさつをしよう
●このまちを きれいにしよう



「学都松本へ」

教育委員会資料
29.8.24
博物館

周知事項 3

松本市市制施行110周年記念 松本市立博物館本館・分館の企画展開催について

1 趣旨

博物館本館と3分館で企画展を開催することについて周知するものです。

2 開催内容

(1) 松本市立博物館 子規忌展

- ア 内容 明治時代の俳人・歌人で、今年生誕150年を迎える正岡子規(1867～1902年)の子規忌(9月19日)にあわせて、松本市出身で歌人・民俗学者の胡桃沢勘内が収集した資料群「胡桃沢コレクション」から、正岡子規に関する資料を展示します。
- イ 期間 平成29年9月9日(土)から24日(日)まで
- ウ 会場 松本市立博物館 1階ロビー
- エ 観覧料 通常観覧料(大人200円、小中学生100円)
- オ 展示資料 正岡子規石膏像、正岡子規自筆の掛軸、子規忌用花瓶など約20点
- カ 関連事業 講演会「第8回 復活 話をきく会」
- (ア) 日時 9月9日(土)13時30分から15時まで
- (イ) 会場 松本市立博物館 2階講堂
- (ウ) 講師 復本一郎氏(国文学者・神奈川大学名誉教授)
- (エ) 演題 子規と左千夫
- (オ) 定員 60名
- (カ) 受講料 通常観覧料(大人200円、小中学生100円)

(2) 松本市立考古博物館 秋季特別展「城と館が語る中世の松本」

- ア 内容 中世の松本平を支配していた信濃守護小笠原氏が、井川城や里山辺地区林に居館を構えていた頃の松本の歴史を、発掘調査で出土した考古資料を中心に紹介します。
- イ 期間 平成29年9月16日(土)から11月26日(日)まで
- ウ 会場 松本市立考古博物館 第2展示室
- エ 観覧料 通常観覧料(大人200円、中学生以下無料)
- オ 展示資料 井川城跡出土品(土器、陶器、磁器、金属製品、石製品)、林山腰遺跡出土品(陶器、磁器)など約50点

(3) 窪田空穂記念館 企画展「若き君たちへ ～校歌 空穂からの贈りもの～」

- ア 内容 窪田空穂が作詞した数々の校歌を紹介する展覧会です。校歌の歌詞や楽譜を展示するとともに、各学校の紹介や校歌制定のエピソード

などを取り上げます。

- イ 会期 平成29年9月16日(土)から11月26日(日)まで
ウ 期間 窪田空穂記念館 会議室
エ 観覧料 通常観覧料(大人300円、中学生以下無料)
オ 展示資料 校歌作詞時の草稿、校歌掛軸、校歌碑の写真など 約30点
カ 関連事業 記念講演会「高校生と詩歌の間」
(ア) 日時 10月14日(土) 13時30分から15時まで
(イ) 会場 窪田空穂生家
(ウ) 講師 六川宗弘氏(長野高等学校 教諭)
(エ) 定員 50名
(オ) 受講料 無料

(4) 重要文化財馬場家住宅 開館20周年記念特別展「馬場家住宅20年の歩み」

- ア 内容 平成8年に国重要文化財に指定され、翌年から松本市立博物館の分館として開館した馬場家住宅の20年の歩みを写真と実物資料で紹介します。

- イ 期間 平成29年9月16日(土)から11月12日(日)まで
ウ 会場 重要文化財馬場家住宅 主屋
エ 観覧料 通常観覧料(大人300円、中学生以下無料)
オ 展示資料 馬場家住宅の四季折々の写真パネル、内田地区の児童が描いた絵画、未公開古文書など 約60点
カ 関連事業 オープニングセレモニー
(ア) 日時 平成29年9月16日(土) 9時から10時まで
(イ) 会場 馬場家住宅 主屋前
(ウ) 内容 式典・アトラクション(ささら踊り) 施設見学

3 周知方法について

- (1) 広報まつもとへの掲載
- (2) 松本市公式ホームページへの掲載
- (3) 松本まると博物館ホームページへの掲載
- (4) 博物館ニュース「あなたと博物館」への掲載
- (5) 報道機関への周知

担当 博物館
事業担当課長 関沢 聡
電話 32-0133



学都松本へ
松本は屋根のない博物館！松本の歩みと文化を知る。
松本の今にふれ、未来を思う。
——まると松本を知る旅のスタート地点です。



「学都松本」

教育委員会資料
29.8.24
教育政策課

第6回学都松本フォーラムの開催について

1 趣旨

学都松本推進のための「学びの9月」のメイン事業である「第6回学都松本フォーラム」を開催することについて周知するものです。

2 主催

松本市教育委員会

3 主管

学都松本推進協議会

4 事業の概要

(1) テーマ

「学ぶ」っておもしろい！

(2) 期間 平成29年9月2日（土）から3日（日）まで

(3) 時間 10時から15時まで

(4) 会場 あがたの森文化会館、あがたの森公園

(5) 内容

ア 基調講演会（事前申込み必要）

(ア) 日時 9月2日（土）16時30分から18時

(イ) 会場 あがたの森文化会館 講堂ホール（およそ180名収容）

(ウ) 講師 天達 武史氏（気象予報士）

(エ) 演題 天気の達人が語る「学び」

～私が気象予報士をあきらめなかった理由～

(オ) 応募 応募者178名（申込み終了）

イ 分科会

教育課題や学びに関する様々なテーマについて、企画者と参加者の双方向な交流を通じて、学びながら主体的にまちづくりを進めていくための場とします。

(ア) 期間 9月2日（土）3日（日）

(イ) 会場 あがたの森文化会館内

(ウ) 内容 4つの分科会を以下のとおり行います。（各分科会30名程度）

a 「楽しく学ぶウクレレを学んで弾けるようになろうワークショップ」
ウクレレ工房セイレンなどが企画。9月2日（土）開催

b 「大人と子どものあこがれのまち～空想地図を作ろう！～」
まつもと子ども未来委員会が企画。9月2日（土）3日（日）開催

c 「1930年代の歴史を学び、今日の言論の自由を考える」
平和をとともに語り学ぶ企画。9月3日（日）開催

d 「身近な環境問題を考えよう！」
鎌田地区公民館文化委員会他企画。9月3日（日）開催

ウ 展示・催事など

市民団体や行政が企画した、学びがにつながる展示発表や体験イベントを通

して学ぶ楽しさや大切さを感じる場とします。同時開催イベントとしてサタデーコンサートや子どもプレイパークなどを行います。

(ア) 日時 9月2日(土)3日(日) 10時から15時

(イ) 内容 科学実験教室、読み聞かせなど

(ウ) イベント数

23企画(催事展示20企画、同時開催イベント3企画)

エ その他

(ア) オープニングイベント「ウエルカムコンサート」

9月2日(土)10時から10時30分まで

あがたの森公園並木通り

鈴木智貴さんによるウクレレの演奏

(イ) スタンプラリーの実施

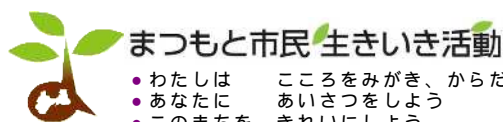
主に子どもを対象に行い、参加者には景品を渡します。

(ウ) 学都松本の周知資料等の配布

学都松本デザイン企画室(学都松本推進協議会委員等8名で構成)が企画編集した「学びの9月パンフレット」、「学都松本ファイルバッグ」を配布します。

(6) その他 詳細は別紙チラシのとおりです。

担当	教育政策課
課長	小林 伸一
電話	33 - 3980



まつもと市民生きいき活動

- わたしは こころをみがき、からだを使おう
- あなたに あいさつをしよう
- このまちを きれいにしよう



「学都松本」

第6回学都松本フォーラム

「学ぶ」っておもしろい!

2017年 9月2日(土) 3日(日) 10:00▶15:00
あがたの森公園他



講演会

天気の達人が語る「学び」

～私が気象予報士をあきらめなかった理由～

講師：天達 武史氏(気象予報士)

日時：9月2日(土) 16:30～18:00

会場：あがたの森文化会館
講堂ホール

展示催事 ご案内

学びをテーマにした展示や体験会を文化会館や並木通り
全体で開催します。学ぶっておもしろい!を体験してみよう!
スタンプラリーや工作教室、コンサートなど、誰でも気軽に一緒に学べる
2日間です!

分科会

教育課題や学びに関するテーマについて、
参加者同士の意見交換などで学びあい
を行います。是非ご参加ください。

主催 松本市教育委員会 主管 学都松本推進協議会
問い合わせ先 松本市教育部教育政策課 TEL (0263)-33-3980



学都松本 フォーラムとは

松本市では、「学都松本」が目指すものとして「学び続けるまち」、「共に学ぶまち」、「次代に引き継ぐまち」を柱に掲げています。こうしたまちを作るため、広く市民の方々の参加を募り、学都松本をPRする機会として、学都フォーラムを平成24年度から行っています。そして、この学都フォーラムが行われる9月を「学びの9月」とし、「学都松本」を推進する様々な事業を展開しています。

催 事

紙コップヘリコプターや忍者ネコを作って遊ぼう

紙コップやストローなど身近な材料で科学工作体験！作ったヘリコプターで滞空時間チャレンジに挑戦してね！

体験時間：約 40 分

9月2日（土）10:30～11:30、13:00～14:00

リブメンおはなし会

男性図書館職員（リブメン）によるダイナミックなお話し会。お父さんたちの読み聞かせの参考に。

9月2日（土）11:00～11:30、14:00～14:30

認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者（サポーター）の養成講座です。修了者にはオレンジリングをお渡しします。

体験時間：約 1 時間 30 分

9月2日（土）13:30～15:00

ふしぎな世界を味わおう！！

六角形パズルで不思議な体験や、入溶剤のミニミニロケットで科学実験！

9月3日（日） 六角形パズル 12:00～13:00

ロケット実験 14:00～15:00

江戸時代の松本の姿を知ろう！

昔の松本の絵図パズルで遊んだり、松本城VRで松本をもっと知って好きになろう！

9月3日（日）10:00～13:00

絵本作り「アルプちゃんの山のぼり！」

アルプちゃんの絵に好きな背景を描いてオリジナルな絵本を作ろう！

9月2日（土）11:00～12:00、13:30～14:40

9月3日（日）11:00～12:00、13:30～14:40

色で楽しくコミュニケーション

あなたが誰かにプレゼントしたい色はどんな色？どうしてその色を？色から始める楽しいコミュニケーション体験してみませんか。

9月2日（土）9月3日（日）/10:00～15:00

バイバイ、ばいきん！手洗いチェッカー体験

いつもの手洗い、洗い残しは無いかな？残っていたら光って見える不思議なチェッカー。

9月2日（土）9月3日（日）/10:00～15:00

勾玉（まがたま）づくり体験

昔の飾り、勾玉を作ってみよう！1日100個限定
*1回300円（材料費）

9月2日（土）9月3日（日）/10:00～14:00

ブラ板ペンダントを作ろう！

簡単で不思議な工作で自分だけのペンダント作りませんか？

体験時間：約 30 分

9月2日（土）10:00～15:00

分科会

楽しく学んで体験しよう！（ウクレレ体験）

松本はかつて弦楽器製造世界1の都市でした。歴史を学び、実際にウクレレを弾く体験ワークショップに参加しませんか？講師：鈴木智貴さんのミニコンサートも

9月2日（土）13:00～15:00

大人と子どものあこがれのまち～空想地図を作ろう！～

みんなのあこがれのまちってどんなまち？実際に地図を描いて話し合ひましょう！

9月2日（土）9月3日（日）/10:30～12:00

80年前の《言論の自由》を考える

80年前の言論の「自由」をめぐる状況を、当時の時代背景を学びながら意見交換します。

9月3日（日）13:00～15:00

展 示

昔の学校給食等紹介

学校給食課

図書館を知ろう！

松本市中央図書館

松本城のここがすごい！食育パネル展示

松本城管理事務所

健康づくり課

地球温暖化、食品ロス削減、生物多様性展示

松本市環境部

同時開催イベント

第9回子どもプレイパーク

工作やゲームなど、みんなが楽しく遊べて体験できる様々なブースを用意してお待ちしています。

9月2日（土）9月3日（日）時間等詳細は今後松本市公式ホームページ等で紹介いたします。

対象：幼児、小中学生

会場：あがたの森公園並木通り（雨天時一部変更あり）

あがたの森サタデーコンサート 157 例会

【輝け！未来の演奏家たち】

出演：波田少年少女合唱団、才能教育研究会、SK 松本ジュニア合唱団

9月2日（土）13:00～15:00（開場 12:30）

会場：あがたの森文化会館講堂ホール 入場無料

※時間・内容は予告なく変更となる場合がありますのでご了承ください。
※会場駐車場は台数に限りがあります。蚕糸公園グラウンド臨時駐車場は雨天時使用できません。公共交通機関等のご利用をお願いいたします。